

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1045 号（諮問第 1703 号）

件名：復命書の開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 3 月 30 日

2 原処分

平成 30 年 5 月 11 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。

3 審査請求

平成 30 年 5 月 22 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 10 月 26 日

5 答申

令和 5 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「文書特定に誤りがある。」「対象となる行政文書の全部が対象となっていない。」と主張していることから、本件開示請求について実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

実施機関によれば、本件行政文書は、平成 29 年 9 月 8 日に開催された平

成 29 年度 16 大都道府県精神保健福祉主管課課長会議に、健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室長（当時）が出席した際に、その内容を報告するために作成された復命書であるとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、実施機関が主張するとおりの内容が記載されており、本件行政文書は、請求内容に合致する文書であることが認められた。

また、本件行政文書以外に請求内容に合致する文書がないか念のため探索したが、存在しなかったとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他に特定すべき文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、本件開示請求に対して、本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

文書の特定については前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

こころの健康推進室に対する開示請求
室長の復命書（H29 年度）

別記 2

復命書（平成 29 年度 16 大都道府県精神保健福祉主管課課長会議 平成 29 年 9 月 8 日）